

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十九号

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（昭和六十一年七月奈良県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の備考7(1)イ中「404,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。